

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成31年2月13日（平成31年（独個）諮問第9号）

答申日：平成31年4月17日（平成31年度（独個）答申第2号）

事件名：本人に係る特定年度前期日程入試における成績の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年度東北大学特定学部前期日程入試における成績」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月28日付け総法文1305号により、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 特定年、異議申立人は東北大学特定学部前期日程入試を受験したが、合格通知は来なかった。
- (2) 9年後、学力としては十分な力があつたにもかかわらず試験に合格しなかったのは採点ミスがあつたからではないかと思ひ立った。取得した点数を確かめるために特定年月日 a、電話で東北大学入試センターに入試成績結果開示の問い合わせをしたが特定年度の入試結果は既に廃棄されているという回答であつた。
- (3) 特定年月日 c、入試センターに再び問い合わせをしたところ「特定年月日 a であれば保存期間が終了しておらず、文書はあつたはず」という回答を受け、ホームページに掲載してある「国立大学法人東北大学文書管理規程」を読み、確かに保存期間は10年であることを確認した。
- (4) 異議申立人は、平成27年8月7日、東北大学に対して法に基づき、特定年度東北大学特定学部前期日程入試における成績の情報公開請求をした。
- (5) これに対し、東北大学は、原処分を行った。

(6) しかし、この原処分は次の理由により妥当性のない処分である。

開示しないこととした理由に「入学者選抜試験の成績に関する文書の保存期限は10年(特定年月日b保存期間満了)」のため、既に廃棄されており、請求のありました情報を保有しておりません」とあるが、前述のとおり特定年月日a時点で問い合わせを行った際にも既に不存在との回答を電話で受けており(今回の回答を前提とすれば、まだその時点では存在したはずであるにも関わらず)、規定どおりに文書保存の運用を行っているかどうか極めて不明確である。

特定年月日cに東北大学情報公開室特定職員と電話で話した際にも、(当時「国立大学法人東北大学法人文書管理細則」で保存期間が10年とされているにもかかわらず)「文書の保存期間の運用は厳密ではなかった」と聞いている。このため、採点ミスがなかったという確信も得られなかった。

(7) 以上から、原処分の取消しを求めて異議申立てに及んだ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年8月10日、異議申立人から「特定年特定学部前期日程試験を受験した際の成績の開示が認められる情報の全て」の保有個人情報開示請求があった。

これに対し本学では、入学者選抜試験の成績に関する文書の保存期限は10年(特定年月日b保存期間満了)のため、既に廃棄されており、請求のあった情報を保有していないため、法18条2項により、文書不存在による不開示の決定を行った。その後、異議申立書が平成27年10月21日付け(同月28日付け及び同年11月4日付けで差替え依頼)で提出され同年10月23日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

(2) 諮問の理由

本件は、特定年度前期日程試験の成績に関する保有個人情報を求めているものである。開示請求時点では該当文書は保存期間満了により廃棄していたため、文書不存在として不開示決定を行った。異議申立人は、特定年月日aに電話で入試成績の文書の有無を問い合わせたところ、既に廃棄されているとの回答だったが、特定年月日cの問合せの際には、特定年月日aであれば文書はあったはず、との回答を受けたことから、本学の文書保存の運用が不明確であり、今回の不開示決定は妥当性のない処分であると主張している。

異議申立てを受け、改めて「特定年度東北大学特定学部前期日程入試

における成績」について関連する法人文書ファイルを含め探索したが、該当文書の保存期間は既に満了し廃棄しており保有個人情報には存在しなかった。

そのため、本学では、原処分を維持し、諮問するものである。

なお、異議申立人は本学の文書管理について、本学職員から「文書の保存期間の運用は厳密ではなかった」と聞いた、と主張しているが、これは特定年月日 a 当時、電話対応をした職員が文書の保存期間や起算日を誤認したか不注意で間違えた可能性があることを説明したものであり、大学全体の文書管理が厳密ではなかったことを意味しているわけではない。

また、本件は、異議申立書を受け付けてから3年以上が経過しているが、これは、異議申立人から平成27年11月8日付けで行政不服審査法25条に基づく口頭での意見陳述を希望する旨の申立てがあり、さらに、本学が情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する前に意見陳述を行いたいとの要望が出されたため、異議申立人の意向に沿えるよう平成28年から幾度も意見陳述の機会を設けたものの、異議申立人の都合で、実施に至らなかったことによる。諮問時点でも意見陳述は実施されていないが、異議申立てを受けてから年数が経過していることから、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月5日 審議
- ④ 同年4月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、異議申立人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、以下のとおり説明する。

本件は、特定年度前期日程試験の成績に関する保有個人情報を求めているものであるところ、開示請求時点では該当文書は保存期間満了により廃棄していたため、文書不存在として不開示決定を行ったものである。

異議申立人は、特定年月日 a に電話で入試成績の文書の有無を問い合わせたところ、既に廃棄されているとの回答だったが、特定年月日 c の問合せの際には、特定年月日 a であれば文書はあったはず、との回答を受けたことから、本学の文書保存の運用が不明確であり、今回の不開示決定は妥当性のない処分である旨主張しているが、東北大学において改めて「特定年度東北大学特定学部前期日程入試における成績」について関連する法人文書ファイルを含め探索したが、該当文書は存在しなかった。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

本件対象保有個人情報保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東北大学において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司